

12. 主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別	英 国		ド イ ツ		フ ラ ンス		
経 費	2010. 4. 6		2009. 10. 1		2009. 2. 6		
出願料	紙	£30 (¥4,230)	紙	€ 60 (¥7,440)	紙	€ 36 (¥4,464)	
	電子	£20 (¥2,820)	電子	€ 40 (¥4,960)	電子	€ 26 (¥3,224)	
最低必要費用	<ul style="list-style-type: none"> 調査料（紙） £150.00 調査料（電子） £130.00 審査請求料（紙） £100.00 審査請求料（電子） £80.00 	<ul style="list-style-type: none"> 調査料 €250 審査請求料 €150 (すでに調査がされている場合) 審査請求料 €350 (調査がされていない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 出願料付加分 € 40/1項 10超のクレーム €500 調査料 €86 特許発行料 	その他			
年 金（特許料等）	出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		
	第1年						
	第2年				€ 36	(¥4,464)	
	第3年			€ 70	(¥8,680)	€ 36	(¥4,464)
	第4年			€ 70	(¥8,680)	€ 36	(¥4,464)
	第5年	£70	(¥9,870)	€ 90	(¥11,160)	€ 36	(¥4,464)
	第6年	£90	(¥12,690)	€ 130	(¥16,120)	€ 72	(¥8,928)
	第7年	£110	(¥15,510)	€ 180	(¥22,320)	€ 92	(¥11,408)
	第8年	£130	(¥18,330)	€ 240	(¥29,760)	€ 130	(¥16,120)
	第9年	£150	(¥21,150)	€ 290	(¥35,960)	€ 170	(¥21,080)
	第10年	£170	(¥23,970)	€ 350	(¥43,400)	€ 210	(¥26,040)
	第11年	£190	(¥26,790)	€ 470	(¥58,280)	€ 250	(¥31,000)
	第12年	£210	(¥29,610)	€ 620	(¥76,880)	€ 290	(¥35,960)
	第13年	£250	(¥35,250)	€ 760	(¥94,240)	€ 330	(¥40,920)
	第14年	£290	(¥40,890)	€ 910	(¥112,840)	€ 380	(¥47,120)
	第15年	£350	(¥49,350)	€ 1,060	(¥131,440)	€ 430	(¥53,320)
	第16年	£410	(¥57,810)	€ 1,230	(¥152,520)	€ 490	(¥60,760)
	第17年	£460	(¥64,860)	€ 1,410	(¥174,840)	€ 550	(¥68,200)
	第18年	£510	(¥71,910)	€ 1,590	(¥197,160)	€ 620	(¥76,880)
	第19年	£560	(¥78,960)	€ 1,760	(¥218,240)	€ 690	(¥85,560)
	第20年	£600	(¥84,600)	€ 1,940	(¥240,560)	€ 760	(¥94,240)
	第21年	£600	(¥84,600)	€ 2,650	(¥328,600)	€ 900	(¥111,600)
	第22年	£700	(¥98,700)	€ 2,940	(¥364,560)	€ 900	(¥111,600)
	第23年	£800	(¥112,800)	€ 3,290	(¥407,960)	€ 900	(¥111,600)
	第24年	£900	(¥126,900)	€ 3,650	(¥452,600)	€ 900	(¥111,600)
	第25年	£1,000	(¥141,000)	€ 4,120	(¥510,880)	€ 900	(¥111,600)
特許権存続期間	出願日から20年		出願日の翌日から20年		出願日から20年		
通貨換算率	£1:¥141		€1:¥124		€1:¥124		
備 考	※EPO出願でイギリスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。		※EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。		※EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。 ※自然人、非営利団体及び従業員1,000人未満の中小企業は、上記料金の半額。		

国 別	E P O			カ ナ ダ		米 国	
経 費	2010. 4. 1			2004. 7. 26		2008. 10. 2	
最低 必要 費用	出願料	紙	€ 190 (¥23,560)	C\$400	(¥34,400)	US\$330	(¥29,700)
		電子	€ 105 (¥13,020)				
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 出願料付加分 上記出願料は35頁まで。 超過ページ料 € 13/1頁 (35頁を超過する場合) クレーム料 <ul style="list-style-type: none"> 16~50項目まで €210/1項 50項目を超えるクレーム € 525/1項 調査料 €1,150 指定料 € 525 審査請求料 € 1,480 特許付与料 € 830 			<ul style="list-style-type: none"> 審査請求料 C\$800 特許登録料 C\$300 超過ページ C\$6/1頁 (明細書及び図面が100頁を 超える場合) 		<ul style="list-style-type: none"> 出願料付加分 <ul style="list-style-type: none"> 超過ページ料 US\$270/50頁 (100ページを超える場合) 3項を超える独立クレーム US\$220/1項 20項を超えるクレーム US\$52/1項 多項従属クレームがある場合 US\$390 サーチ料 US\$540 審査料 US\$220 公開手数料 US\$300 特許発行料 US\$1,510 	
年 金 (特 許 料 等)	出願した年を第1年目とする			出願した年を第1年目とする		登録された年を第1年目とする	
	第1年					3年6ヶ月以内に US\$980	(¥88,200)
	第2年						
	第3年	€ 420	(¥52,080)	C\$100	(¥8,600)		
	第4年	€ 525	(¥65,100)	C\$100	(¥8,600)		
	第5年	€ 735	(¥91,140)	C\$100	(¥8,600)		
	第6年	€ 945	(¥117,180)	C\$200	(¥17,200)		
	第7年	€ 1,050	(¥130,200)	C\$200	(¥17,200)	7年6ヶ月以内に US\$2,480	(¥223,200)
	第8年	€ 1,155	(¥143,220)	C\$200	(¥17,200)		
	第9年	€ 1,260	(¥156,240)	C\$200	(¥17,200)		
	第10年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$200	(¥17,200)		
	第11年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$250	(¥21,500)		
	第12年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$250	(¥21,500)	11年6ヶ月以内に US\$4,110	
	第13年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$250	(¥21,500)		
	第14年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$250	(¥21,500)		
	第15年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$250	(¥21,500)		
	第16年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$450	(¥38,700)		
	第17年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$450	(¥38,700)		
	第18年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$450	(¥38,700)		
	第19年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$450	(¥38,700)		
	第20年	€ 1,420	(¥176,080)	C\$450	(¥38,700)		
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
第25年							
特許権 存続期間	出願日から20年			出願日から20年*1		出願日から20年*1	
通貨換算率	€1:¥124			C\$1:¥86		US\$1:¥90	
備 考	※上記特許料の欄の金額は、登録 までにEPOに支払う維持料であり、 特許料は指定された各国にそ れぞれ支払う必要がある。			※小企業、個人については上記の料金の 半額。 *1:1989年10月1日前の出願は特許発行日 から17年間。		※小企業、個人、非営利団体につ いては上記の料金は半額。 *1:1995年6月8日前の出願は特許日 から17年又は出願日から20年のい ずれか遅く終了する方の期間。	

国 別	中 華 人 民 共 和 国		大 韓 民 国		台 湾	
経 費	2006. 1. 1		2009. 7. 1		2010. 1. 1	
出願料	900元	(¥11,700)	W38,000	(¥2,956)	紙	NT\$3,500 (¥9,835)
					電子	NT\$2,900 (¥8,149)
最低必要費用	出願時の付加料 ・31頁から300頁まで 50元/1頁 ・300頁を超える場合 100元/1頁 ・10項を超えるクレーム 150元/1項 ・公開料 50元 ・審査請求料 2,500元 ・特許登録料 255元 ・出願維持年金 300元/年		出願時の付加料 ・紙出願の場合 W1,000/1頁*1(図面、明細書及び要約書の1頁毎に) ・優先権主張 W20,000 (1の主張) ・審査請求料 W130,000 ・付加料 W40,000/1項 (クレーム毎に) ・特許登録料 W45,000 ・付加料(クレーム毎) W39,000		・審査請求料 NT\$7,000 (特許請求の範囲が10項を超える場合) NT\$800/項 (必要図面、明細書が50頁を超える場合) NT\$500/50頁 ・特許発行料 NT\$1,000	
年 金 (特 許 料 等)	出願した年を第1年目とする		登録された年を第1年目とする		公告された年を第1年目とする	
	第1年	900元 (¥11,700)			NT\$2,500 (¥7,025)	
	第2年	900元 (¥11,700)			NT\$2,500 (¥7,025)	
	第3年	900元 (¥11,700)			NT\$2,500 (¥7,025)	
	第4年	1,200元 (¥15,600)	W40,000	¥3,112	NT\$5,000 (¥14,050)	
	第5年	1,200元 (¥15,600)	+W22,000	+¥1,172	NT\$5,000 (¥14,050)	
	第6年	1,200元 (¥15,600)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$5,000 (¥14,050)	
	第7年	2,000元 (¥26,000)	W100,000	¥7,780	NT\$8,000 (¥22,480)	
	第8年	2,000元 (¥26,000)	+W38,000	+¥2,956	NT\$8,000 (¥22,480)	
	第9年	2,000元 (¥26,000)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$8,000 (¥22,480)	
	第10年	4,000元 (¥52,000)	W240,000	¥18,672	NT\$16,000 (¥44,960)	
	第11年	4,000元 (¥52,000)	+W55,000	+¥4,279	NT\$16,000 (¥44,960)	
	第12年	4,000元 (¥52,000)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$16,000 (¥44,960)	
	第13年	6,000元 (¥78,000)	W360,000	¥28,008	NT\$16,000 (¥44,960)	
	第14年	6,000元 (¥78,000)	+W55,000	+¥4,279	NT\$16,000 (¥44,960)	
	第15年	6,000元 (¥78,000)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$16,000 (¥44,960)	
	第16年	8,000元 (¥104,000)			NT\$16,000 (¥44,960)	
	第17年	8,000元 (¥104,000)			NT\$16,000 (¥44,960)	
	第18年	8,000元 (¥104,000)			NT\$16,000 (¥44,960)	
	第19年	8,000元 (¥104,000)			NT\$16,000 (¥44,960)	
	第20年	8,000元 (¥104,000)			NT\$16,000 (¥44,960)	
	第21年				NT\$16,000 (¥44,960)	
	第22年				NT\$16,000 (¥44,960)	
	第23年				NT\$16,000 (¥44,960)	
	第24年				NT\$16,000 (¥44,960)	
	第25年				NT\$16,000 (¥44,960)	
特許権存続期間	出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率	1元:¥13		W100:¥7.78		NT\$1:¥2.81	
備 考	※公開料は出願時に納付しなければならない *1:出願から2年を経過しても特許が付与されないうち、出願維持年金を納付しなければならない。 (ただし、特許になった場合のみ。)		※年金の支払は各年毎に上記合計額を支払うものとする。 *1:明細書・図面、要約書の1頁毎。			

国 別	オーストラリア			シンガポール			香港		
経 費	2009. 1. 1			2004. 7. 1			2004. 5. 7		
出願料	紙	A\$320	(¥25,536)	紙	SG\$ 160	(¥10,192)	紙	HK\$ 380	(¥4,408)
	電子	A\$290	(¥23,142)						
最低必要費用	・審査請求料 A\$420 ※IPオーストラリアに既に登録されている場合 A\$300 ・特許発行料 A\$140 20項を超えるクレーム A\$100/項			・調査請求料 SG\$1,750 ・審査請求料 SG\$1,100 ・調査／審査組合せ請求料 SG\$2,600 ・特許付与料 SG\$200 25項を超えるクレーム項 SG\$20/項			(上記のHK\$380は、指定特許出願の登録請求料に相当する) ・登録請求の公告料 HK\$68 ・指定特許の登録及び標準特許付与請求料 HK\$380 ・上記請求の公告料 HK\$68 ・標準特許出願の出願維持の手数料 *1 HK\$270		
その他									
年 金 (特 許 料 等)	本出願をした年を1年目とする			出願した年を第1年度とする			指定特許出願年を第1年度とする		
	第1年								
	第2年								
	第3年								
	第4年						HK\$ 540	(¥6,264)	
	第5年			SG\$ 160	(¥10,192)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第6年	A\$250	(¥19,950)	SG\$ 160	(¥10,192)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第7年	A\$250	(¥19,950)	SG\$ 160	(¥10,192)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第8年	A\$250	(¥19,950)	SG\$ 270	(¥17,199)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第9年	A\$250	(¥19,950)	SG\$ 270	(¥17,199)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第10年	A\$250	(¥19,950)	SG\$ 270	(¥17,199)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第11年	A\$400	(¥31,920)	SG\$ 350	(¥22,295)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第12年	A\$400	(¥31,920)	SG\$ 350	(¥22,295)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第13年	A\$400	(¥31,920)	SG\$ 350	(¥22,295)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第14年	A\$400	(¥31,920)	SG\$ 450	(¥28,665)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第15年	A\$400	(¥31,920)	SG\$ 450	(¥28,665)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第16年	A\$900	(¥71,820)	SG\$ 450	(¥28,665)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第17年	A\$900	(¥71,820)	SG\$ 550	(¥35,035)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第18年	A\$900	(¥71,820)	SG\$ 550	(¥35,035)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第19年	A\$900	(¥71,820)	SG\$ 550	(¥35,035)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第20年	A\$900	(¥71,820)	SG\$ 650	(¥41,405)		HK\$ 540	(¥6,264)	
	第21年	A\$2,000	(¥159,600)	SG\$ 950	(¥60,515)				
	第22年	A\$2,000	(¥159,600)						
	第23年	A\$2,000	(¥159,600)						
	第24年	A\$2,000	(¥159,600)						
	第25年	A\$2,000	(¥159,600)						
特許権存続期間	特許日から20年			出願日から20年			指定特許出願日から20年		
通貨換算率	A\$1:¥79.8			SG\$1:¥63.7			HK\$1:¥11.6		
備 考	※(1)上記は“a standard patent”取得時にかかる費用。 (2)権利期間の延長は最長で5年。						※上記は標準特許取得時にかかる費用。 *1:出願から5年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。		

国 別		インド	
施行日		2005. 1. 1	
経 費	出願料	紙	個人以外の法人
			個人
最低必要費用	その他		INR4,000 (¥7,760)
			INR1,000 (¥1,940)
		・30頁を超える場合	INR400
		・10項を超える追加クレームにつき ・早期公開請求 ・審査請求	INR800 INR10,000 INR10,000
			INR100 INR200 INR2,500 INR2,500
年 金 (特 許 料 等)		出願をした年を1年目とする	
	第1年		
	第2年		
	第3年	INR2,000 (¥3,880)	INR500 (¥970)
	第4年	INR2,000 (¥3,880)	INR500 (¥970)
	第5年	INR2,000 (¥3,880)	INR500 (¥970)
	第6年	INR2,000 (¥3,880)	INR500 (¥970)
	第7年	INR6,000 (¥11,640)	INR1,500 (¥2,910)
	第8年	INR6,000 (¥11,640)	INR1,500 (¥2,910)
	第9年	INR6,000 (¥11,640)	INR1,500 (¥2,910)
	第10年	INR6,000 (¥11,640)	INR1,500 (¥2,910)
	第11年	INR12,000 (¥23,280)	INR3,000 (¥5,820)
	第12年	INR12,000 (¥23,280)	INR3,000 (¥5,820)
	第13年	INR12,000 (¥23,280)	INR3,000 (¥5,820)
	第14年	INR12,000 (¥23,280)	INR3,000 (¥5,820)
	第15年	INR12,000 (¥23,280)	INR3,000 (¥5,820)
	第16年	INR20,000 (¥38,800)	INR5,000 (¥9,700)
	第17年	INR20,000 (¥38,800)	INR5,000 (¥9,700)
	第18年	INR20,000 (¥38,800)	INR5,000 (¥9,700)
	第19年	INR20,000 (¥38,800)	INR5,000 (¥9,700)
	第20年	INR20,000 (¥38,800)	INR5,000 (¥9,700)
	第21年		
	第22年		
	第23年		
	第24年		
	第25年		
特許権 存続期間	特許出願日（特許日）から20年		
通貨換算率	INR1:¥1.94		
備 考			

(資料) 特許庁「平成21年度外国産業財産権制度支援事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考) 注1: 一部の料金については、施行日より前に適用になっているものもあります。

注2: 表中の通貨の換算率は、平成22年3月19日付「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ホームページ)によります。

注3: 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係 (Eメール: PA0842@jpo.go.jp) までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。